

秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の非常勤職員の身分取扱いに関する規程及び秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

令和5年4月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局長 嵯峨之博

秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の非常勤職員の身分取扱いに関する規程及び秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程を廃止する訓令

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の非常勤職員の身分取扱いに関する規程（平成28年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第3号）
- (2) 秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第12号）

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。